

令和2年4月28日  
古賀市長 田辺 一城

## 保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所期間の延長について

福岡県知事の緊急事態措置を受け、古賀市では、4月14日から5月6日までの間、市内の「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園・届出保育施設」及び「市内学童保育所」は臨時休園・休所としています。

現在、福岡県における感染状況は、収束が見通せず、依然として厳しい状況が続いていることから、5月7日からの再開等については、今後の緊急事態宣言の動向等を踏まえる必要がありますが、5月7日が大型連休の翌日で、保護者の皆さまの混乱を回避するための十分な事前の周知が必要なことから、本日、市の対策本部会議を開催し、保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所の期間を5月10日（日）まで延長することを決定しました。

なお、5月11日（月）以降については、大型連休中にも出される政府の緊急事態宣言の延長や解除の判断、これを受けた県の対応方針を踏まえ、決めることになります。臨時休園・休所のさらなる延長の可能性もありますので、市の情報発信を注視していただきますよう、よろしくお願いいたします。

市民の皆さまには、引き続きご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 保育所等の臨時休園・休所について

保育所等の臨時休園・休所期間を延長します。

#### (1) 臨時休園・休所期間

4月14日（火）～5月10日（日）まで延長

#### (2) 対象施設

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・地域型保育事業所
- ・私立幼稚園
- ・届出保育施設
- ・学童保育所

医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合等、やむを得ない場合についての預かり体制も延長します。

**【問い合わせ先】**

（保育所等の保育施設に関して）

古賀市 保健福祉部 子育て支援課

電話：092-942-1157

（学童保育所に関して）

古賀市 教育委員会 青少年育成課

電話：092-942-1172

（感染症対策全般に関して）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：092-942-1151